

坂戸市消防団員互助会細則

(平成18年4月1日制定)

坂戸市消防団員互助会会則第16条の規定に基づき、坂戸市消防団員互助会細則をここに制定する。

第一章 共済給付

(給付)

第1条 互助会は、会員の災害、結婚、出産、傷病、死亡、又はその家族の出産若しくは死亡等に関して、次に掲げる給付を行う。

- (1) 災害見舞金
- (2) 結婚祝金
- (3) 出産祝金
- (4) 入学祝金
- (5) 傷病見舞金
- (6) 香典料
- (7) 退職記念品

(給付額)

第2条 前条の給付は次により支給するものとする。

(1) -1 災害見舞金(団体保険加入)

会員は、互助会費の中から「全日本消防人共済会」が取り扱う、団員向け「火災共済B型(5口500円)」に団体加入する。

給付金の支払いは、火災共済給付基準に準じて個々に支払われるものとする。

※当互助会の団体保険加入は、毎年7月1日効力発生日から翌年6月30日迄となっており、事務手続き上、年度途中での個別加入が出来ない為、更新日以降の入団者にあっては、翌年更新日(7月1日)からの加入扱いとする。

(1) -2 災害見舞金(互助会支給)

会員が、風水害、震災、火災等により災害を受けたときは、その損害の程度に応じて災害見舞金として支給する。

支給額は、全損・全壊・流出・焼失 = 50,000円

半損・半壊・傾斜・床上浸水 = 30,000円

給付金の請求には、全半壊等の識別の為、罹災証明(写)を添えて請求する事とする。

また、被災が市内全域の大勢に及ぶ大災害等の際は、資金残高の中に於いて理事会を経て支出額を決定し、被災者で按分する事とする。

(2) 結婚祝金 会員が結婚したときは結婚祝金として10,000円を支給する。

(3) 出産祝金 会員又は会員の配偶者が出産したときは、出産祝金として出生児1人につき10,000円を支給する。

(4) 入学祝金 会員の扶養する子が小学校、中学校、高等学校に入学したときの何れか1回に、入学祝金として5,000円を支給する。

(5) 傷病見舞金 会員又は会員の配偶者が疾病や負傷により、1週間以上の入院、又は1ヶ月以上の自宅療養を要する場合は、傷病見舞金として10,000円を支給する。

(6) 香典料 会員又は会員の家族が死亡したときは、次の区分により香典料を支給する。

①会 員 20,000円及び花輪

②配偶者 10,000円及び花輪

③同居の父母（実父母の場合は、この限りでない。）、同居の子

10,000円及び花輪

(7) 退職記念品 会員が退団をするとき、勤続年数が10年以上の会員の場合には5,000円相当の退職記念品を贈るものとする。

(給付の譲渡禁止)

第3条 給付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供することができない。

(給付の制限)

第4条 次の各号の一に該当するときは、給付の全部又は一部を行わないことができる。

(1) 給付の原因に虚偽の事実があったとき

(2) 給付の請求又は受領に関して不正の事実があったとき

(給付の消滅)

第5条 給付を受ける権利は、その給付事由の発生日から6ヶ月以内に請求しないときは消滅する。

傷病見舞金は退院日、完治日を事実発生日とする。

また、災害見舞金請求の火災共済分(第2条-(1)-1)については、請求基準に準ずるためこの限りでは無い。

(同一事由による給付の請求)

第6条 給付を受ける権利は、同一原因による事由であっても、それぞれを請求することができる。

(給付の時期)

第7条 給付金の支払いは、請求書受領日から2ヶ月以内に受給者の指定する口座へ直接振り込みにより支給する事とする。

また、災害見舞金の給付(火災共済分(第2条-(1)-1))については、火災共済給付基準に準ずるためこの限りでは無い。

第二章 委員会活動

(給付)

第8条 互助会は、各委員会の活動に関して、次に掲げる給付を行う。

(1) 経費

(2) 委員手当

(給付額)

第9条 前条の給付は次により支給するものとする。

(1) 組合からの交付金以外で、委員会活動に際し必要な経費(消耗品購入等)を、評議員会の承諾を経て給付する。

(2) 委員手当は、1人年額10,000円とし、年1回(3月)に支給する。

(給付の制限)

第10条 次の各号の一に該当するときは、給付の全部又は一部を行わないことができる。

(1) 給付の原因に虚偽の事実があったとき

(2) 給付の請求又は受領に関して不正の事実があったとき

(3) 活動実績が確認出来ないとき

第三章 福利厚生事業等

(福利厚生)

第11条 互助会は、会員の福利増進のため必要と認める事業を行う。

(教養研修)

第12条 互助会は、会員の教養及び研修のため必要と認める事業を行う。

(その他)

第13条 この細則に定めのない事項は、理事会で定める。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この細則は、令和元年10月1日から実施する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から実施する。